

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 七 月 三 日

目 次

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) ページ 一
- 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に關し 支出することができる金額の制限額 (同) 二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年七月三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

- 1 令和7年7月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,614,049人
- 2 総数の50分の1の数 32,281人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	332,844	110,948
大垣市	143,982	47,994
高山市	70,819	23,607
多治見市	88,566	29,522
関市・美濃市	85,643	28,548
中津川市	61,121	20,374
瑞浪市	29,354	9,785
羽島市	55,262	18,421
恵那市	38,829	12,943
美濃加茂市	42,729	14,243
土岐市	44,955	14,985
各務原市	119,616	39,872
可児市	92,234	30,745
山県市	20,978	6,993
瑞穂市	44,273	14,758
飛騨市	18,768	6,256
本巣市	42,301	14,101
郡上市	31,963	10,655

301,757人

下田市	24,446	8,149
海津市	26,761	8,921
羽島郡	39,488	13,163
養老郡	22,142	7,381
不破郡	26,587	8,863
安八郡	19,194	6,398
揖斐郡	52,778	17,593
加茂郡	38,416	12,806

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による令和七年七月二十日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に關し支出することができ
る金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

令和七年七月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹内 治彦

四四六八一・七〇〇E